

平成 26 年度予算政策要望

平成 25 年 12 月 18 日

新政みえ

【重点要望項目】

■防災対策の強化

1. 「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、防災・減災対策、発災後対策、復旧・復興対策の基本となる取組を進め「事前復興計画」の策定に着手すること。
2. 東日本大震災からの年月経過とともに薄れていく個々の防災意識向上の取組を継続して行うこと。
3. 公共施設の老朽化対策を強化すること。
4. 豪雨等による被害が想定される河川について堆積土砂の対策を進めること。

■国体を契機としたスポーツ振興の取組強化

1. 平成33年の国民体育大会、全国障がい者スポーツ大会に向けて選手の育成、指導者の養成、施設の整備を図ること。
2. 学校におけるクラブ活動の充実と指導者の養成や確保を図ること。
3. スポーツ施設の整備にあたっては、国体のみならずJリーグやプロ野球が開催できる施設を望む県民の声も考慮し、長期的視点に立つて行うこと。
4. 「三重県スポーツ振興条例(仮称)」の制定にあたっては理念条例に留まることなく具体的な本県スポーツの振興に寄与するものとする。

■地域医療体制の充実

1. 地域医療支援センターを中心に、市町や関係機関と連携しながら若手医師の県内定着や医師確保支援を強化すること。
2. 看護師、医療従事者を確保、定着及び養成するための県の支援の充実を図ること。
3. 市町と連携を図りながら在宅医療、在宅介護の推進を積極的に図ること。
4. がん検診受診率向上や緩和ケアの取組推進、高度医療への挑戦がなど、がん対策の充実を図るため「がん対策基本条例(仮称)」を制定すること。

【要望項目】

1. 三重テラスが本県の首都圏営業拠点として強い情報発信力を持つよう様々な取組を行うこと。
2. 「三重県中小企業振興条例(仮称)」制定が本県の小規模事業者の課題解決につながるよう取組むこと。
3. バンコク、上海に設置したサポートデスクが本県産業の発展に大きく寄与するよう取組むこと。
4. 産業政策として本県独自の規制緩和や優遇税制の取組を行うこと。
5. 米の生産調整の廃止等、農政が大きく転換する中、農業振興施策を充実させることと共に一次産業全般の活性化を図ること。
6. 依然として厳しい雇用環境の改善を図る取組を進めること。
7. 全国最下位にある県内の障がい者雇用率の向上を図ること。
8. 熊野古道世界遺産登録10周年を契機とした本県観光等の魅力発信を積極的に行うこと。
9. 日台観光サミットの「三重宣言」の実現に向けての取組強化を行うなど、海外からの誘客促進を図ること。
10. 介護職員の処遇改善を図り、定着・確保を図ること。
11. 福祉医療費助成の現物給付化を早期に実現すること。
12. 資源循環型社会の構築に向け、生活環境保全上の支障やその他の恐れがあるものについては早期是正に取り組むこと。
13. 海岸漂着物対策、生活排水対策など伊勢湾浄化に積極的に取り組むこと。
14. 「みえ森と緑の県民税」の周知徹底を図ること。
15. メタンハイドレードや新エネルギーに関する取組を積極的に行うこと。
16. 新名神高速道路、北勢・中勢バイパス、紀勢自動車道(熊野市～新宮市間)、熊野尾鷲道路、東海環状自動車道など基幹道路網の早期整備を目指すこと。
17. 「公契約条例(仮称)」制定のための検討を始めること。

18. 南部地域活性化局設置の趣旨に鑑み、具体的な活性化対策を強力に推進すること。
19. 過疎と高齢化が進み転出も止まらぬ地域などに対し、関係機関と協働して医療、介護、教育、商業機能など地域機能とセーフティーネットを確保する施策を推進すること。
20. 地域主権改革を推進し市町への権限移譲を積極的に進めること。
21. リニア中央新幹線の三重・奈良ルートでの東京・大阪間全線同時開業、及び県内駅設置に向けて積極的に取組むこと。
22. 離島振興の着実な推進を図るとともに、離島架橋について積極的に検討すること。特に、答志島架橋について、早期実現に向け具体的に検討すること。
23. 県が主体となり、市町や、NPO、各関係機関と更なる連携強化を図りながら、子ども虐待の未然防止、早期発見・早期対応、社会的養護の環境整備などに積極的に取組む子ども虐待防止対策を推進すること。
24. 抜本的ないじめ対策を推進するためスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを更に充実させ、学校現場が専門的な支援を受けられる体制を強化すること。
25. 小・中学校の「30人以下学級」の早期完全実施を図ること。
26. 子ども条例に基づき、県政の各分野の施策への子どもの声を反映する取組や、子どもに関連する施策の評価などの取組を全庁的に推進すること。
27. 放課後児童クラブに関するニーズ調査を踏まえ、必要な地域への設置、指導員の研修の充実、障がいのある児童の受け入れ環境整備などを図ること。
28. 特別保育実態調査の結果を踏まえ、休日保育や病児・病後児保育等の推進を図ること。
29. 警察官の適切な配置により、県民の体感治安の向上を図るとともに、老朽化した警察署・交番・駐在所の建て替え、交通安全施設の整備等を行うこと。